

設置変更許可（承認）申請における添付書類 11 の事例集（案）

タイトル	設置変更許可（承認）申請時の添付書類 11 の記載事例（その 1）
根拠条文	試験炉規則 ^{※1} 第 2 条第 2 項第 1 1 号
事例	<p>1. 保安活動における品質管理に必要な体制</p> <p>1.1. 原子力科学研究所</p> <p>原子力科学研究所の原子炉施設における保安管理組織を第 11.1 図及び第 11.2 図に示す。</p> <p>原子力科学研究所の原子炉施設における保安活動は、「本文九 試験研究用等原子炉施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項」を踏まえ、原子力科学研究所原子炉施設保安規定（以下「保安規定」という。）に基づき、研究炉加速器技術部が JRR-3、JRR-4 及び NSRR の、バックエンド技術部が放射性廃棄物処理場及び JRR-2 の、臨界ホット試験技術部が STACY、TRACY、TCA 及び FCA の、工務技術部が各原子炉等の受変電設備、非常用電源設備、気体廃棄設備、液体廃棄設備及び空気圧縮設備（ただし、JRR-4、STACY 及び TRACY 並びに放射性廃棄物処理場の一部の設備を除く。）の、放射線管理部が各原子炉等に係る放射線管理施設の、保安管理部が各原子炉等に係る通信連絡設備のうち共用設備の管理を担当しており、それらに係る設計及び工事、運転及び保守（ただし、通信連絡設備のうち共用設備については保守のみとする。）についても各担当部において実施する。また、原子炉施設に関する保安活動、品質マネジメント活動等の統括に関する業務は、保安管理部が担当する。</p> <p>これら保安管理組織に基づき、保安活動の計画、実施、評価及び継続的な改善を行う。</p> <p>2. 設計及び工事等に係る品質マネジメント活動</p> <p>2.1. 原子力科学研究所</p> <p>(1) 品質マネジメント活動の確立と実施</p> <p>原子力科学研究所では、原子炉施設の安全性及び信頼性の確保を最優先事項と位置付け、「本文九 試験研究用等原子炉施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項」に整合するように策定した保安規定の品質マネジメント計画及び「原子力科学研究所原子炉施設及び核燃料物質使用施設等品質マネジメ</p>

ント計画書」(以下「品質マネジメント計画書」という。)に基づき、原子炉施設の安全に係る品質マネジメントシステム(安全文化を育成及び維持するための活動を含む。)を確立し、文書化し、実施し、維持するとともに、その有効性について評価し、継続的に改善する。

(2) 品質マネジメント体制及び役割分担

原子力科学研究所では、保安規定に基づく保安管理組織に従い、理事長をトップマネジメントとした品質マネジメント体制の下、以下のように品質マネジメント活動を実施する。

理事長は、原子炉施設の設計及び工事等に係る品質マネジメント活動のトップマネジメントとして、品質マネジメント計画書に基づき責任及び権限を明確にして体系的な活動を実施する。また、原子炉施設の設計及び工事等に係る品質マネジメント活動を総理し、内部監査を実施するとともに、品質マネジメントシステムの有効性と改善の必要性を評価するマネジメントレビューを実施して品質マネジメント活動を継続的に改善する。

管理責任者は、原子炉施設の設計及び工事等に係る品質マネジメント活動の品質マネジメントシステムに必要なプロセスの確立、実施及び維持を確実にする。また、その実施状況及び改善の必要性について理事長へ報告するとともに、業務に従事する要員に対して安全文化を育成及び維持すること、関係法令を遵守すること及び原子力の安全を確保することの認識を高めることを確実にする。

中央安全審査・品質保証委員会は、設計及び工事等の根拠となる原子炉の設置許可並びにその変更に関する事項を審議する。

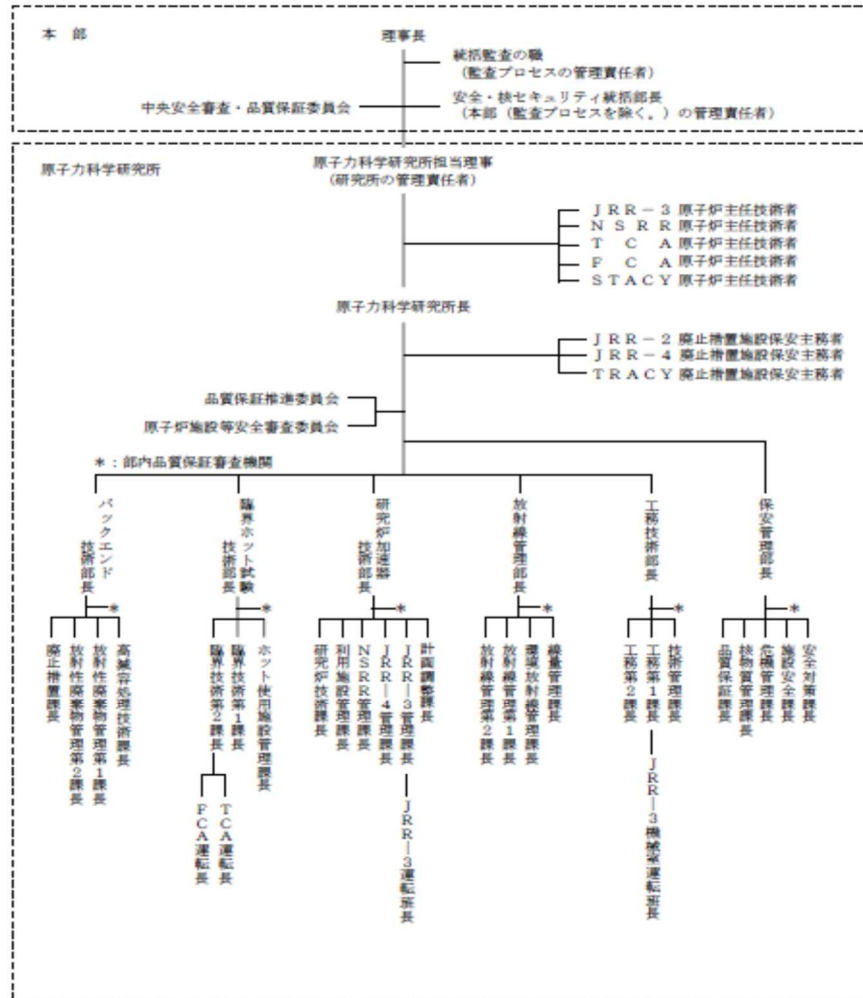
所長は、原子力科学研究所における原子炉施設の設計及び工事等に係る品質マネジメント活動を統括する。

原子炉施設等安全審査委員会は、原子炉施設の設計及び工事等に係る安全性等に関する事項を審議する。

部長及び課長は、それぞれ所掌する業務に関してプロセスの確立、実施及び有効性の継続的改善を行う。また、業務に従事する要員の原子炉施設に対する要求事項についての認識を深めさせるとともに、成果を含む実施状況について評価する。さらに原子力の安全のためのリーダーシップを発揮し、健全な安全文化を育成し、維持する取組を促進するとともに、関係法令を遵守する。

原子炉等規制法に基づき事業者が行う使用前事業者検査及び定期事業者検査は、中立性及び信頼性が損なわれないよう検査する要員の独立性を確保するため、検査プロセスを管理する責任者の下に

検査体制を整備し、適切な段階で実施する。



第11.1図 原子力科学研究所原子炉施設保安管理組織図 (平成30年4月1日現在)

	<p style="text-align: center;">第11.2図 原子力科学研究所原子炉施設保安管理組織図（令和2年4月1日以降）</p>
<p>活用にあたっての留意事項</p>	<p>原子炉等規制法^{※2}第23条第2項第9号「試験研究用等原子炉施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項」に記載した内容を補足する位置付けで、必要な体制を記載すること。</p>
<p>出典</p>	<p>国立研究開発法人日本原子力研究開発機構原子力科学研究所原子炉設置変更許可申請書（STACY（定常臨界実験装置）施設等の変更）の一部補正（令和2年6月15日補正）</p>

※1：試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則（昭和32年総理府令第83号）

※2：核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号）

タイトル	設置変更許可（承認）申請時の添付書類 1 1 の記載事例（その 2）
根拠条文	試験炉規則 ^{※1} 第 2 条第 2 項第 1 1 号
事例	<p>11-1 保安活動における品質管理に必要な体制</p> <p>京都大学複合原子力科学研究所（以下「研究所」という。）の原子炉施設における保安活動及び品質マネジメントにおける組織を第11-1 図に示す。</p> <p>原子炉施設における保安活動は、「本文九 試験研究用等原子炉施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項」を踏まえ、原子炉施設保安規定（以下「保安規定」という。）に基づき、研究炉部が研究用原子炉（KUR）の、臨界装置部が臨界実験装置（KUCA）の、放射性廃棄物処理部が放射性廃棄物処理施設の、放射線管理部が放射線管理施設の、実験設備管理部が原子炉施設における実験設備の管理を担当しており、それらに係る設計及び工事、運転及び保守についても各担当部において実施する。なお、事務管理部については原子炉施設の全般的な保全並びにそれらに係る設計及び工事の一部（調達や建屋・インフラに係る業務）を担当する。また、原子炉施設に関する保安活動、品質マネジメント活動等の統括に関する業務は、安全管理本部が担当する。</p> <p>これらの安全管理組織に基づき、保安活動の計画、実施、評価及び継続的な改善を行う。</p> <p>11-2 設計及び工事等に係る品質マネジメント活動</p> <p>(1) 品質マネジメント活動の確立と実施</p> <p>研究所では、原子炉施設の安全性及び信頼性の確保を最優先事項と位置付け、「本文九 試験研究用等原子炉施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項」に整合するように策定した保安規定の品質マネジメント計画及び「品質マネジメント計画書」に基づき、原子炉施設の安全に係る品質マネジメントシステム（安全文化を育成及び維持するための活動を含む。）を確立し、文書化し、実施し、維持するとともに、その有効性について評価し、継続的に改善する。</p> <p>(2) 品質マネジメント体制及び役割分担</p> <p>研究所では、保安規定に基づく安全管理組織に従い、京都大学</p>

学長（以下「学長」という。）をトップマネジメントとした品質マネジメント体制の下、以下のように品質マネジメント活動を実施する。

学長は品質マネジメント計画書に基づき、研究所における原子炉施設に関する保安活動及び品質マネジメントシステムの運用に責任を持ち、総理するとともに、必要な措置を講じる。また、品質マネジメントシステムの有効性と改善の必要性を評価するマネジメントレビューを、品質マネジメントシステムの運用を統括する研究所長（以下「所長」という。）に実施させ、品質マネジメント活動を継続的に改善する。

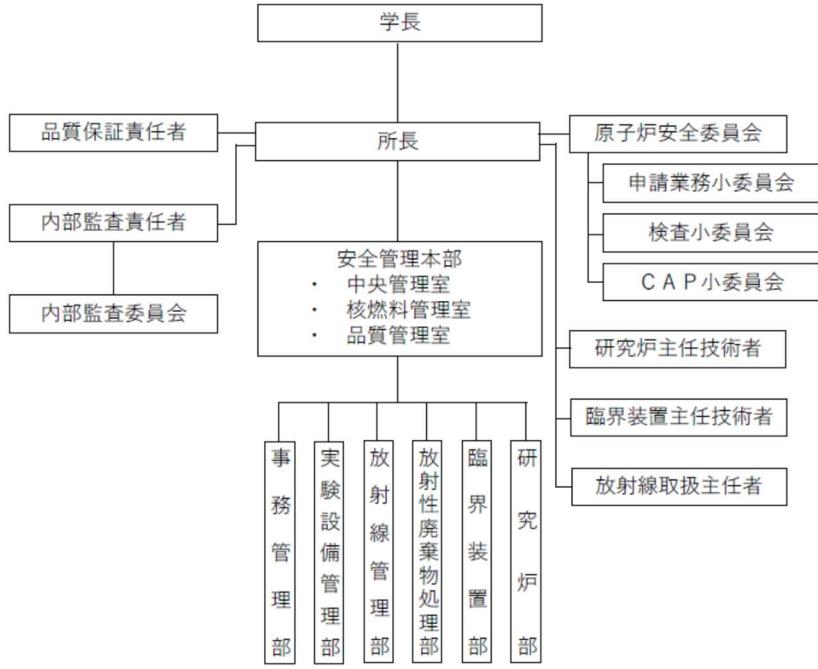
所長は、原子炉施設の設計及び工事等に係る品質マネジメント活動を統括する。

品質保証責任者は、原子炉施設の設計及び工事等に係る品質マネジメント活動の品質マネジメントシステムに必要なプロセスの確立及び実施並びにその実効性の維持が確実になされるようにする。また、その実施状況及び改善の必要性について所長に報告するとともに、業務に従事する要員に対して安全文化を育成及び維持すること、関係法令を遵守すること及び原子炉の安全を確保することの認識を高めることを確実にする。

原子炉安全委員会は、原子炉施設の運転、利用、定期的な評価、その他の保安活動及び品質マネジメントに関する重要事項を審議する。また、原子炉安全委員会の下に、設計及び工事等の根拠となる原子炉の設置承認並びにその変更に関する業務を行う申請業務小委員会を、原子炉施設の是正処置プログラム（CAP）に係る事項を審議するCAP小委員会を、原子炉施設に係る独立検査を実施する検査小委員会を置く。

部室長は、それぞれ所掌する業務に関してプロセスの確立、実施及び有効性の継続的改善を行う。また、業務に従事する要員の原子炉施設に対する要求事項についての認識を深めさせるとともに、成果を含む実施状況について評価する。さらに、原子力の安全のためのリーダーシップを発揮し、健全な安全文化を育成し、維持する取組を促進するとともに、関係法令を遵守する。

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律に基づき事業者が行う使用前事業者検査及び定期事業者検査は、原子炉安全委員会の下に置く検査小委員会により、中立性及び信頼性が損なわれないよう検査する要員の独立性を確保して適切な段階で

	<p>実施する。</p>  <p style="text-align: center;">図 11-1 図 京都大学複合原子力科学研究所 原子炉施設保安管理組織図</p>
<p>活用にあつたの留意事項</p>	<p>原子炉等規制法^{※2}第23条第2項第9号「試験研究用等原子炉施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項」に記載した内容を補足する位置付けで、必要な体制を記載すること。</p>
<p>出典</p>	<p>京都大学複合原子力科学研究所原子炉設置変更承認申請書（臨界実験装置の変更）一部補正（令和4年2月22日補正）</p>

※1：試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則（昭和32年総理府令第83号）

※2：核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号）